

不作為の形態による不法投棄

【文献種別】 判決／広島高等裁判所

【裁判年月日】 平成30年3月22日

【事件番号】 平成29年（う）第147号

【事件名】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件

【裁判結果】 控訴棄却

【参照法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 25条1項14号・16条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449400

事実の概要

造船所を経営していた被告人が、廃業を決意し、造船所施設を解体するにあたり、施設関連物（廃棄物）であるコンクリート塊（枕木51本及び方塊13個）合計約71tを、造船所跡地東側の海域に放置したとして、不法投棄罪（廃棄物処理法25条1項14号、16条）に問われた事案である。なお、本事件における事実関係を時系列順に整理すると次の通りである。

本事件における事実関係	
平成26年11月	被告人が造船所解体工事を依頼
平成27年1月	コンクリート塊を撤去せず解体工事完了
平成27年2月	被告人が、公有水面の占有を、平成26年12月末で廃止したと届出
平成27年4月	水産事務所担当職員が現地訪問
平成28年7月	海上保安部による捜査直後にコンクリート塊の撤去

検察官は、コンクリート塊を撤去する義務を有するのにも関わらず撤去しなかったとして、不作為による不法投棄罪の成立を求めたところ、原審（山口地裁支判平29・11・20）は、「造船所の施設を管理していた者が施設の解体に当たり、海上に残存している施設関連物を除去し、自己所有地以外の部分の原状回復を図ることは条理上当前の義務であって、…（中略）…、本件においても、遅くとも本件解体工事の時点で、造船所の施設関連物である本件コンクリート塊を本件海域から撤去すべき義務（作為義務）の発生は優に認められ、被告人も撤去義務違反を認識していたとして、（不作為による）不法投棄罪の成立を認めた。被告人が控訴したところ、広島高裁は次のように判示して、不法投棄罪の成立を認めた。

判決の要旨

「被告人は、遅くとも管理していた造船所施設を解体した平成27年1月頃には、自己所有地以外の本件海域に残存している施設関連物である本件コンクリート塊を撤去すべき義務を負っていたと認められる。1年以上にわたり極めて大量のコンクリート塊を何らの保全措置を講じることなく権限の及ばない海域に乱雑に放置していたことなどに照らせば、被告人は本件コンクリート塊の管理を放棄したもので、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという廃棄物処理法の趣旨に照らし、これが社会的に許容されない行為であることは明らかである。」

「なお、原判決は、検察官の主張に沿い、本件をいわゆる不真正不作為犯として捉え、撤去義務の存在を根拠として被告人がみだりに廃棄物を『捨てた』と認定しているものと解される。犯行に至る経緯において被告人が施設解体前から本件コンクリート塊を撤去する義務を負ってきたことは、本件海域について公有水面占用許可を得ていなかった事実にも照らしても明らかである。しかし、原判決も説示しているように、不要物としてその管理を放棄すれば『捨てた』といえるのであって、管理を放棄するためには必ずしも廃棄物を移置することや廃棄物から場所的に離れる必要はなく、廃棄物を放置するという不作為形態の行為もそれが管理を放棄する意思の下に行われれば『捨て』る行為に当たるというべきである。したがって、本件はいわゆる不真正不作為犯ではなく、原判決がいう撤去義務の存在は構成要件要素ではないと解される。」

判例の解説

一 問題の所在

廃棄物処理法 16 条は、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定し、これに違反して不法投棄を行った場合には、25 条 1 項 14 号により、5 年以下の懲役若しくは、1,000 万円以下の罰金、あるいはこれの併科が予定されている¹⁾。本事件において、原審・本判決は、ともに不法投棄罪の成立を肯定した。しかしながら、原審が不真正不作為犯としての不法投棄罪を肯定しているのに対し、本判決は、作為犯としての不法投棄罪を肯定している。

作為と不作為について、少し説明を加えよう。犯罪は、通常、一定の身体的動作を行う作為により実現されるが、場合によっては「期待された作為をしない」という不作為により引き起こされることもある。例えば、けん銃の引き金を引いて銃弾を発射することで人を殺害する場合もあれば、瀕死の重傷を負った人を救助せずに放置することで殺害する場合も存在する。一般に、前者を作為犯と呼び、後者を不作為犯と呼ぶ。不作為犯を処罰するには、一定の作為義務の存在が必要であるとされており、法律上、作為義務が明文で規定されているのが真正不作為犯、規定されていないのが不真正不作為犯である²⁾。

それでは、なぜ原審が不真正不作為犯であるとして不法投棄罪の成立を肯定し、本判決はそれを否定したのだろうか。この点を明らかにするため、「捨てる」の意義と態様の 2 つの側面から本事件を分析することにする。

二 「捨てる」の意義について

1 学説の議論状況

不法投棄罪の「捨てる」の意義に関し、学説は対立している。かつて行政解釈により採用されたために支持を得たのは、廃棄物を最終的に占有者の手から離して自然に還元することを「捨てる」と解する、①最終的・自然への還元説³⁾である。もっとも行政解釈はすでにこの見解を放棄し、さらに商店街の歩道に筆筒を放置するような場合、自然に還元していないので不法投棄罪にならないのは不当ではないかと批判された。そこで主張されているのは、②管理権放棄説⁴⁾である（現在の通説）。この見解は、不要物として事実上の管理

を放棄する事態が生じている点をもって「捨てる」と解する。しかし管理の内容は不明確だという問題、また廃棄物を埋める前に野積みしているような場合には、先行する野積み行為の時点で管理権が放棄されており、後行する埋める行為も管理の放棄であるとして不法投棄罪を認めることが理論的には容易ではないという問題が存在する。③さらに財産犯の占有概念を廃棄物に転用し、廃棄物の占有放棄が「捨てる」であると解する占有放棄説⁵⁾も主張されたが、野積みした後に穴に埋める事例において、占有を 2 回放棄することは出来ないとの問題がある。そこで廃棄物の適正処理がより期待できない状況に置かれることによる周辺環境への影響発生行為を捨てると解する、④廃棄物状況不良変更説⁶⁾も主張されている。

2 実務の立場——管理権放棄説

刑事実務においては、当初、最終的・自然への還元説を採用する下級審判例（福島地会津若松支判平 16・2・2 判時 1860 号 157 頁）も見受けられたものの、すでに管理権放棄説が定着している。最決平 18・2・20（刑集 60 卷 2 号 182 頁）は、アルミニウム再生精錬事業を行っている被告人が、廃棄物を埋め立てることを前提に、穴の脇に廃棄物を野積みした行為が、「捨てる」に該当するか争われた事案である。最高裁は、「本件各行為は、…（中略）…その態様、期間に照らしても、仮置きなどは認められず、不要物としてその管理を放棄したものというほかない」とした。事例判断ではあるが、最高裁が、管理権放棄説を採用することが明らかとなった。その後、下級審レベルで不法投棄罪の成否が問題とされた東京高判平 21・4・27（東高刑時報 60 卷 1 = 12 号 44 頁）、東京高判平 24・3・14（公刊物未掲載）⁷⁾においては、管理権放棄説を前提にして、不法投棄罪の成立が認められている。

3 本判決の分析

本事件において、原審である山口地裁裁支部は、前掲最決平 18・2・20 を引用して、また控訴審である広島高裁も「管理を放棄すれば『捨てた』と言える」として、管理権放棄説を前提とした判断を行っている。前掲最決平 18・2・20 は、多種多様な不法投棄事案の内、管理の放棄が認められる場合に不法投棄罪が成立しうることを明らか

にしたに過ぎず、管理の放棄というファクターを用いずに不法投棄罪を肯定する余地を残しており⁸⁾、本件のような事案を、管理の放棄というファクターを用いずに不法投棄を認定する可能性も存在する。それゆえ、管理権放棄以外の観点を用いて不法投棄該当性を認定しなかった点に、本判決の第1の意義が存在する。

三 「捨てる」の態様について

以上のように、本事件においては、管理権放棄説が前提とされていることが明らかになった。もっとも地裁と高裁で管理放棄の態様に関しては、見解が分かれた。以前から、不法投棄が不作為形態でも行われることについては、認められていたものの⁹⁾、作為犯と評価できる限界は明らかでなかった。例えば、廃棄物を投げ捨て、穴を掘って埋めるという形態で投棄行為が行われた場合に作為による不法投棄罪が成立するのは明らかであるが、引き取った物を使わずに放置するといった場合に、作為による不法投棄が成立するか、不作為による不法投棄が成立するかは明らかでなかった。

1 学説の議論状況

学説においては、わずかながら、不法投棄の態様に言及するものが見受けられる。前述の最終的・自然への還元説から、(i) 友人から廃車をもらい受け、自宅のそばまで持ってきたものの、修理できなかったために、自宅前に放置した事例や、駐車していた車の部品が盗まれ、動かなくなったために駐車したままにした事例のように、最終的・自然への還元が認められない場合に、不作為による不法投棄を問題とすべきであるという理解や¹⁰⁾、(ii) 不法投棄罪は「捨てる」という動作自体が重要なのではなく、放置の時間的経過に従って環境負荷の継続・増大するという違法性が重要なので、「捨てる」には本来的に不作為犯が含まれているという理解¹¹⁾などが示されていた。もっとも、支配的見解である管理権放棄説の立場から、どのような帰結が導かれるのかは、明らかにされていない。

2 不作為形態による不法投棄が問題となった事案

それでは実務上、どのような処理が行われてきたのであろうか。

佐久簡判平 12・11・17 (LEX/DB 25450719) は、被告人が山林に使用不可能な自動車 2 台を捨てたとして作為による不法投棄罪で起訴されたものの、自白の信用性問題等から作為による不法投棄の証明が難しくなり、検察が論告において不作為による不法投棄罪を追加したものの、防御の機会を与えるために訴因変更の手続が必要であるとして、無罪判決が下された。これは、廃棄物の移置等を伴わない事案において不作為による不法投棄罪が成立する可能性を示唆するものである。

その後、東京高判平 20・12・24 (LLI/DB L06320764) は、自動車解体業を営んでいた被告人が、経済的に行き詰まり、賃借していた静岡県の土地の契約も解除されたため原状回復をしなければならなくなり、自ら重機等を用いて撤去作業を行ったが、重機も故障し、重機の修理費用も廃棄物の撤去費用も工面できなくなったために、名古屋に戻ってしまった事案において、「『捨てる』という行為は、作為のみを意味するような印象を与えかねないが、本件のように、『放置』などといった形での不作為による場合も含まれるものと解される」として、不法投棄罪の成立を肯定した。本事案は、廃棄物の移置は行われていないものの、被告人自身が場所的に離れて行った事案である。

このようにしてみると、実務上、廃棄物の移置や被告人の移動等が伴わない不法投棄事案の処理方法は、不作為犯として構成すべきなのか、作為犯として構成できるのか、必ずしも明らかではない状況にあったといえよう。

3 本判決の分析

本事件において廃棄物であるコンクリート塊は、本件海域から移置されておらず、また被告人自身もどこかへ行ってしまったわけではない。本判決は、そのような場合にあって、「管理を放棄するためには必ずしも廃棄物を移置することや廃棄物から場所的に離れる必要はない」とし、作為による(不作為形態の)不法投棄罪の成立を認めている。これは、従来存在しなかった、廃棄物の移置及び被告人の場所的な移動が伴わない事案の処理であり(前掲東京高判平 20・12・24 は、廃棄物の移置は存在しないが、被告人の移動がある事案である)、管理権放棄説からこれを明らかにした点に、本判決の第2の意義が認められる。

四 おわりに

以上のように、本判決は、廃棄物の管理を放棄すれば不法投棄に該当すること（管理権放棄説）を前提に、廃棄物の移置や被告人の移動がない場合であっても、不法投棄罪が成立することを明らかにしたものである。このような判断に至った背景として、次の2点を指摘することが出来る。

第1に、管理権放棄説を前提とした場合には、管理を放棄したと評価する事態が認められれば、「捨てる」に該当する。そうすると、管理権放棄説は、廃棄物の移置や被告人の場所的移動のような積極的な行動が伴わない事案であっても、諸般の事情（公有水面の占有廃止届や、水産庁の職員への返事等）を総合的に考慮することで、「捨てる」に該当すると評価することを可能にする¹²⁾。

第2に、不真正不作為犯として本件事案を処理する場合には、不作為犯の成立要件として保障人的地位に基づく作為義務を認定しなければならない（原審は条理を根拠として保障人的地位を認定した）。しかしながら、実務上、不作為犯の一般的成立要件を明示した判例は存在せず、何を要件として保障人を認定すればよいかは明確でない問題がある¹³⁾。このような背景から、広島高裁は、不作為犯としての不法投棄罪を認定することに消極的になったのではないであろうか。もっとも、本判決は不真正不作為犯としての不法投棄罪を一律に否定しているわけではない点に注意が必要である¹⁴⁾。

●—注

- 1) 不法投棄罪の規定の変遷については、今井康介「廃棄物の不法投棄と廃棄物処理法 16 条の解釈について」早誌 65 巻 1 号 (2014 年) 53 頁以下参照。
- 2) 西田典之ほか編『注釈刑法 第 1 巻』(有斐閣、2010 年) 281 頁以下 [佐伯仁志] 参照。
- 3) 安富潔「廃棄物処理法」捜研 613 号 (2002 年) 53 頁、多谷千香子『廃棄物・リサイクル・環境事犯をめぐる 101 問 [改訂]』(立花書房、2006 年) 92 頁、小針健慈「環境法の刑事法的側面」日大紀要 52 巻 (2011 年) 206 頁、生活経済事犯研究会「生活経済事犯に関する捜査上のポイント 第 5 回」捜研 784 号 (2016 年) 92 頁。
- 4) 生盛豊樹『公害問題と警察活動』(立花書房、1983 年) 126 頁、大山弘「産業廃棄物の不法投棄に対する刑事規制について」福島大学地域研究 11 巻 4 号 (2000 年) 25 頁、松本麗「判批」警察公論 61 巻 9 号 (2006 年) 95 頁、平尾覚「判批」研修 700 号 (2006 年) 123 頁以下、辰井聡子「判批」淡路剛久ほか編『環境法判例百選 [第 2 版]』

- (有斐閣、2011 年) 139 頁、高橋則夫=松原芳博編『判例特別刑法』(日本評論社、2012 年) 285 頁及び 292 頁 [岡部雅人]、高橋則夫=松原芳博編『判例特別刑法 第 2 集』(日本評論社、2015 年) 274 頁 [福山好典]、さらに船戸宏之「廃棄物処理法 (無許可処理業、不法投棄)」判タ 1436 号 (2017 年) 62 頁以下。
- 5) 阿部鋼「循環型社会推進過程における廃棄物事犯の研究 (I)」新報 117 巻 3 = 4 号 (2010 年) 216 頁。
- 6) 今井・前掲注 1) 76 頁以下、同「廃棄物処理法における不法投棄罪の各論的検討」早誌 68 巻 2 号 (2018 年) 1 頁以下参照。
- 7) 山林に自動車を不法投棄した事案において、訴因と異なる犯行日を認定した原判決には、訴因変更の手続を取らないまま認定した点に法令違反があるとして破棄差戻しを命じた東京高判平 22・11・30 東高刑時報 61 巻 1 = 12 号 308 頁の、破棄差戻し後の控訴審判決である。
- 8) 前田巖「判解」最判解刑事篇 (平成 18 年度) (法曹会、2009 年) 93 頁、谷直之「判批」受験新報 673 号 (2007 年) 23 頁、小名木明宏「判批」刑事法ジャーナル 10 号 (2008 年) 163 頁、阿部鋼「判批」新報 115 巻 3 = 4 号 (2008 年) 285 頁、神例康博「廃棄物処理法違反の罪をめぐる解釈論的諸問題」臨床法務研究 13 号 (2014 年) 123 頁、渡辺靖明「廃棄物を『捨て』なくとも不法投棄に当たるか？」環境管理 53 巻 4 号 (2017 年) 68 頁参照。
- 9) 廃棄物法制研究会編者『廃棄物処理法の解説 [第 13 版]』(日本環境衛生センター、2012 年) 356 頁は、「廃棄物を放置する行為により生活環境保全上支障を生じさせた場合等、不作為により廃棄物を放置する行為についても本条の違反となる。」としている。この記述は、同解説の平成 15 年増補版 (2004 年) 626 頁から加えられたものである。
- 10) 多谷・前掲注 3) 94 頁以下。
- 11) 長井圓「産業廃棄物の野積み・処理施設への投入を不法投棄と認めた新判例」NBL834 号 (2006 年) 31 頁。長井は、前掲最決平 18・2・20 を、野積みという「作為」が不法投棄罪を構成するのではなく、それに続く「継続的不作為」が不法投棄罪を構成していると理解する (これについては、北村喜宣『産廃判例が解る』(環境新聞社、2010 年) 182 頁 [長井圓] も参照)。もっとも長井が「捨てる」の意義をどのように解しているのかは、明らかでない。
- 12) なお占有放棄説や、廃棄状況不良変更説に立った場合にも管理権放棄説と同様の処理は可能である。
- 13) 最決平 17・7・4 刑集 59 巻 6 号 403 頁、不作為による殺人罪の成立を認めているが、不作為犯の一般的成立要件について判示していない。
- 14) 本判決の実務への影響については、森田秀人「判批」研修 841 号 (2018 年) 88 頁参照。